

第 20 期 研修講師養成「中央実習」募集・開催要項

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進をめざし、ご親教「念仏者の生き方」をもととして、教学をはじめ、現代社会から問われる具体的な諸課題を学び、話し合い法座を実践し、「連研」や僧侶研修会の企画運営、さらには各種研修会において、一人ひとりの苦悩に応えることのできる、幅広い研修講師の養成充実を図る。
2. 開催期間 2022(令和 4)年度より 2024(令和 6)年度までの 3ヶ年度間
3. 開催期日 [1年次] 第 1 回 2022(令和 4)年 6 月 7 日(火)～ 9 日(木) 3 日間
[1年次] 第 2 回 2022(令和 4)年 12 月 13 日(火)～16 日(金) 4 日間
[2年次] 第 3 回 2023(令和 5)年 6 月 6 日(火)～9 日(金) 4 日間予定
[2年次] 第 4 回 2023(令和 5)年 12 月 12 日(火)～15 日(金) 4 日間予定
[3年次] 第 5 回 2024(令和 6)年 6 月 11 日(火)～14 日(金) 4 日間予定
[3年次] 第 6 回 2024(令和 6)年 12 月 10 日(火)～13 日(金) 4 日間予定
※開催期および開催方法については、変更場合があります。
(リモート開催等)
4. 会場 聞法会館および各現場実習会場等
※第 4 回については、築地本願寺にて開催予定
5. 募集人数 32 名
6. 実習費用 1 回の実習につき、¥35,000.-[¥35,000 (食費・宿泊費等) ×6 回]
※各回の実習受付時に徴収。
※リモート開催となる場合には、別途通知いたします。
7. 実習内容 (1)教学、差別をはじめとする現代の諸課題の学び、ならびに話し合い法座の実践、その他
(2)現場実習
※各自、事前に日程調整をし、2 年次および 3 年次に出向すること
①「門徒推進員中央教修」への出向
②各組開催の「連研」、「御同朋の社会をめざす運動推進協議会」および「御同朋の社会をめざす運動推進僧侶研修会」への出向
③その他
同和問題に取り組む宗教教団の連帯会議(「同宗連」)基礎講座等参加
8. 実習課題 実習にあたり、次のレポートを提出すること
(1)願書提出時の出願レポート (1, 200 字程度)
(2)年度修了時の年次課題レポート (1, 200 字程度)
(3)現場実習(「門徒推進員中央教修」)を除く出講レポート(800 字程度)
(4)その他、必要に応じたレポート
9. 応募資格 2022(令和 4)年 4 月 1 日現在、年齢が 25 歳以上 45 歳未満の教師で、所属教区の教務所長ならびに「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会(以下「教区委員会」という。)委員長が推薦する者。また、3ヶ年度間連続し

て受講可能で、指定された課題を履修可能な者。なお、研修講師名簿に登録されている者は除く。

10. 応募方法 所属教区教務所長ならびに教区委員会委員長の推薦を得て、下記書類(所定の用紙に限る)を完備のうえ、門信徒教化部へ提出する。

(1)受講願

(2)履歴書

(3)出願レポート3部 [400字詰め原稿用紙縦書3枚・複写可]

《出願レポートテーマ》

様ざまな社会問題(人権・差別、平和、環境、生命倫理、その他)の中から、あなたの関心のある課題について、自らが念仏者として生きていくうえでの思いを述べてください。

11. 募集締切 2022(令和4)年3月31日(木):門信徒教化部必着

12. 選考方法 提出書類の精査、出願レポートの審査を行い、実習生を決定する。

13. 待遇 (1)名簿登録について

①採用され、誓約書を提出した者は「中央実習生」に登録する。

②全課程修了者は門信徒教化部備付の「研修講師名簿」に登録し、当該教区教務所長ならびに教区委員会委員長に通知する。

③「研修講師名簿」に登録された者は、御同朋の社会をめざす運動の推進者として自覚のもと、組連研、僧侶研修会、門徒推進員中央教修等、各種研修会等に講師、スタッフとして積極的に参画するものとする。

(2)経費について

①中央実習受講にかかる交通費は実習生負担とする。

②組連研等各現場実習出向・その他にかかる交通費、その他の経費は実習生負担とする。

③本山での各種研修会(門徒推進員中央教修等)への出向については、往復交通費を支給する。また、当該期間中の宿泊費・食費は宗派が負担する。

(3)欠席について

①各回とも全日程の履修をもって出席と認める(遅参・早退不可)。

②実習生本人の病気および親族の葬儀等、やむを得ない事情に限り、1回の欠席を認める。その場合は、次期開催の中央実習を1回補講として受講する。なお妊娠・出産・産褥期についてはこの限りではない。

③欠席者は、指定された欠席レポートを提出する。

④妊娠・出産・産褥期については、これを欠席扱いとせず、欠席レポートも求めない。その場合は本人の申し出により最大2期の補講をもって研修を終了することができるものとする。

⑤2年次および3年次の現場実習への欠席は原則として認めない。

(4)その他

①許可なく中央実習を欠席、または理由なくレポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。

②3年次修了時の年次課題レポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。

以 上